

川西市低炭素型複合施設整備に伴う PFI 事業
入札説明書等 新旧対照表

資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	旧	新
入札説明書	13	第 3	3	(4)	イ	(キ)	建設企業の資格要件	建築一式に係る管理技術者資格者証の交付を受けている技術者を専任で配置できること。	建築一式に係る監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を専任で配置できること。
入札説明書	28	第 5	8	(1)	ウ		損害賠償	上記(1)あるいは(2)により市が事業契約を解約した場合、事業者は市に損害を賠償しなければならない。	上記アあるいはイにより市が事業契約を解約した場合、事業者は市に損害を賠償しなければならない。
要求水準書	10	第 3	2	(3)	ア		公共施設	福祉・保健・公民館施設 駐車場（ <u>30 台程度</u> ） 文化関連施設 多目的ホール（ <u>1,000 席程度</u> ） 駐車場 事業地西側駐車場（ <u>220 台程度</u> ） 公共施設北側平面駐車場（ <u>100 台程度</u> ） 駐輪場 <u>150 台程度</u>	福祉・保健・公民館施設 駐車場（ <u>30 台以上</u> ） 文化関連施設 多目的ホール（ <u>1,000 席以上</u> ） 駐車場 事業地西側駐車場（ <u>220 台以上</u> ） 公共施設北側平面駐車場（ <u>100 台以上</u> ） 駐輪場 <u>150 台以上</u>
要求水準書	16	第 3	3	(3)	ア	(ウ)	1 階/駐車場	自動車 <u>30 台程度</u> が駐車可能な計画とすること。そのうち 6 台は兵庫県福祉のまちづくり条例に定める車いす利用者利用駐車施設とすること（以下「車いす利用者利用駐車施設」という。）	自動車 <u>30 台以上</u> が駐車可能な計画とすること。そのうち 6 台は兵庫県福祉のまちづくり条例に定める車いす利用者利用駐車施設とすること（以下「車いす利用者利用駐車施設」という。）
要求水準書	28	第 3	3	(3)	イ	(I)	客席	席数は、 <u>1,000 席程度</u> とすること。	席数は、 <u>1,000 席以上</u> とすること。
要求水準書	38	第 3	3	(6)	ア	(イ)	公共施設北側平面駐車場	自動車 <u>100 台程度</u> が駐車可能な計画とすること。	自動車 <u>100 台以上</u> が駐車可能な計画とすること。
要求水準書	39	第 3	3	(6)	エ	(ウ)	駐輪場	駐輪場は、自転車 <u>150 台程度</u> が駐輪可能な計画とすること。設置する場所は、事業地内に分散させても構わない。	駐輪場は、自転車 <u>150 台以上</u> が駐輪可能な計画とすること。設置する場所は、事業地内に分散させても構わない。
要求水準書	46	第 3	4	(11)	ウ		要求水準	調達する備品は、設置する室との調和や利用者の利便性等に配慮し、 <u>使用</u> を選定すること。	調達する備品は、設置する室との調和や利用者の利便性等に配慮し、 <u>仕様</u> を選定すること。

資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	旧	新
要求水準書	46	第 3	4	(12)			施設の引渡し業務	市は、公共施設引渡日に所有権を原始取得する。事業者は、市が行う表示登記及び保存登記の申請に協力すること。	市は、公共施設引渡日に所有権を取得する。事業者は、市が行う表示登記及び保存登記の申請に協力すること。
要求水準書	48	第 4	1	(2)	イ		運営体制の確立及び従業員の研修	なお、 <u>統括責任者</u> は、供用開始後も同一の者とする。	なお、 <u>総括責任者</u> は、供用開始後も同一の者とする。
要求水準書 別添資料 6							~	窓	<u>カーテン/ブラインド</u>
落札者決定基準	5	第 4	2	(4)	イ		各審査項目の評価内容 / 5 運営 / ホールの運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業（要求水準書第 6, 2, (2), <u>エ, (ア)</u>）について優れた提案がなされているか。 ・ 芸術文化・鑑賞事業（要求水準書第 6, 2, (2), <u>エ, (イ)</u>）について優れた提案がなされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主事業（要求水準書第 6, 1, (8), <u>イ</u>）について優れた提案がなされているか。 ・ 芸術・文化鑑賞事業（要求水準書第 6, 1, (8), <u>ウ</u>）について優れた提案がなされているか。
事業契約書（案）	6	第 4	1	第 17 条	1		本施設の建設	事業者は、自らの責任と費用負担において、本件日程表の日程に則り法令を遵守の上、要求水準書等に従って本件工事を施設整備期間内に完成させ、第 33 条に基づいて本施設（附帯施設を事業者が所有する場合は附帯施設を除く。以下、本項において同じ。）を市に引渡し、市はその所有権を <u>原始取得</u> する。	事業者は、自らの責任と費用負担において、本件日程表の日程に則り法令を遵守の上、要求水準書等に従って本件工事を施設整備期間内に完成させ、第 33 条に基づいて本施設（附帯施設を事業者が所有する場合は附帯施設を除く。以下、本項において同じ。）を市に引渡し、市はその所有権を <u>取得</u> する。
事業契約書（案）	13	第 4	6	第 33 条			事業者による本施設の引渡し及び市による所有権の取得	事業者は、本施設（附帯施設を事業者が所有する場合は附帯施設を除く。以下、本条において同じ。）に関する完工確認通知書の受領と同時に、別紙 8（目的物引渡書の様式）による目的物引渡書を市に提出し、本件引渡日において本施設の引渡しを行い、これにより、市は、本件引渡日に、本施設の所有権を <u>原始取得</u> する。市は、引渡しを受けた後、本施設について表示登記及び保存登記の申請手続きを行	事業者は、本施設（附帯施設を事業者が所有する場合は附帯施設を除く。以下、本条において同じ。）に関する完工確認通知書の受領と同時に、別紙 8（目的物引渡書の様式）による目的物引渡書を市に提出し、本件引渡日において本施設の引渡しを行い、これにより、市は、本件引渡日に、本施設の所有権を <u>取得</u> する。市は、引渡しを受けた後、本施設について表示登記及び保存登記の申請手続きを行

資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	旧	新
								行う。	う。
事業契約書(案)	26	第 8	3	第 67 条	1	(2)	事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し	事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。	事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行(<u>附帯事業は除く。</u>)が困難となったとき。
事業契約書(案)	30	第 10		第 76 条	2		契約保証金	前項の契約保証金は、 <u>前項の(1)に定める金額を保証金額として、事業者が自らの責任及び費用負担において、市長が適当と認める保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、又は、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させた場合に、これを免除する。</u>	前項の契約保証金は、 <u>施設整備期間においては前項の(1)に定める金額を、維持管理・運営期間においては前項の(2)に定める金額を保証金額として、事業者が自らの責任及び費用負担において、市長が適当と認める保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、又は、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結させた場合に、これを免除する。</u>
事業契約書(案) 別紙 1	36						用語定義集	「維持管理業務」とは、本施設に関する以下の業務をいう。 (中略) 8 <u>備品保守管理業務(備品の点検・保守、その他一切の修繕・更新等業務を含む)</u>	「維持管理業務」とは、本施設に関する以下の業務をいう。 (中略) 8 <u>備品保守管理業務(備品の点検・保守等業務を含む)</u>
事業契約書(案) 別紙 1	38						用語定義集	「サービス購入費」とは、本事業契約に基づく事業者の債務履行に対し、市が支払う対価をいい、本施設の施設整備業務履行の対価(「施設整備費」という。)及び割賦金利に相当する額(「割賦金利」といい、施設整備費と合わせて「施設整備費相当」という。)開業準備業務履行の対価に相当する額(「開業準備費」という。)及び割賦金利(開業準備費と合わせて「開業準備費相当」という。)本施設(<u>附帯施設を事業者が所有する場合は附帯施</u>	「サービス購入費」とは、本事業契約に基づく事業者の債務履行に対し、市が支払う対価をいい、本施設の施設整備業務履行の対価(「施設整備費」という。)及び割賦金利に相当する額(「割賦金利」といい、施設整備費と合わせて「施設整備費相当」という。)開業準備業務履行の対価に相当する額(「開業準備費」という。)及び割賦金利(開業準備費と合わせて「開業準備費相当」という。)本施設(<u>附帯施設を事業者が所有する場合は附帯施</u>

資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	旧	新
								設を除く。)の維持管理・運營業務履行の対価に相当する額(「維持管理・運営費相当」という。)から構成され、その詳細は別紙 10(サービス購入費の支払方法について)に記載のとおりとする。	設を除く。)の維持管理・運營業務履行の対価に相当する額(「維持管理・運営費相当」という。) SPC 管理運営費に相当する額から構成され、その詳細は別紙 10(サービス購入費の支払方法について)に記載のとおりとする。
事業契約書(案) 別紙 4	46		2	(1)			施設賠償責任 保険	保険契約者:事業者	保険契約者:事業者又は業務受託者等
事業契約書(案) 別紙 10	55		2	(3)	ア		サービス購入 費 A	事業契約の規定に従い、市が本施設(附帯施設を事業者が所有する場合は附帯施設を除く)の完成について確認を行い、所有権を原始取得した後、事業者に一括で支払う。	事業契約の規定に従い、市が本施設(附帯施設を事業者が所有する場合は附帯施設を除く)の完成について確認を行い、所有権を取得した後、事業者に一括で支払う。
事業契約書(案) 別紙 10	58		3	(2)	ア	(1)	予期することのできない特別な事情により、施設整備期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じた場合。/c	aの規定による請求は、本項の規定によりサービス購入費 A・B の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、aの「 <u>契約締結の日</u> 」とあるのは「直前の本項に基づくサービス購入費 A・B 変更の基準とした日より 3 ヶ月」とするものとする。	aの規定による請求は、本項の規定によりサービス購入費 A・B の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、aの「 <u>事業契約締結日から 12 ヶ月</u> 」とあるのは「直前の本項に基づくサービス購入費 A・B 変更の基準とした日より 3 ヶ月」とするものとする。
事業契約書(案) 別紙 13	71		1	(1)			施設整備期間	事業者が生じた増加費用及び損害額の合計額が、施設整備期間中の累計で、施設整備業務にかかる費用の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。	事業者が生じた増加費用及び損害額の合計額が、施設整備期間中の累計で、施設整備業務にかかる費用(割賦金利は除く。以下本別紙において同じ。)の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。
事業契約書(案) 別紙 13	71		1	(2)			開業準備期間 及び維持管	事業者が生じた増加費用及び損害額の合計額が、一事業年度について累計で、1 年間の維持	事業者が生じた増加費用及び損害額の合計額が、一事業年度について累計で、1 年間の維持

資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	旧	新
							理・運営期間	管理・運営費相当の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。	管理・運営費相当（維持管理業務各保守管理業務のうち修繕の実施に係る費用、舞台設備大規模修繕・更新業務費用、長期修繕計画策定業務費用を除いたサービス購入費 C 及びサービス購入費 D の合計額。以下本別紙において同じ。）の 100 分の 1 に至るまでは事業者が負担し、これを超える額については市が負担する。
様式集	6	第 5					提出書類一覧 / 提案書に関する提出書類/1 事業計画に関する提案	(5)地域への貢献 様式 31-1、様式 31-2	(5)地域への貢献 様式 31-1、 <u>様式 31-1 別添</u> 、様式 31-2
様式集	6	第 5					提出書類一覧 / 図面集	<u>低炭素化計画図</u> 様式 72 <u>施工計画図</u> 様式 73	<u>施工計画図</u> 様式 72 (削除)
様式集 様式 9							設計企業	<u>設計業務に当たる企業の平成 25・26 年度川西市一般競争入札等参加資格申請受付書（以下「受付書」という。）の写し</u>	(削除)
様式集 様式 9							入札参加資格確認申請書	事業実施体制 様式 12 設計企業の業務実績 様式 13 設計業務に配置する者の業務実績 様式 14 工事監理業務企業の業務実績 様式 15 工事監理業務に配置する者の業務実績 様式 16 建設企業の業務実績 様式 17 維持管理企業の業務実績 様式 18 運営企業の業務実績 様式 19 本業務に配置する企業の業務実績 様式 20	事業実施体制 様式 10 設計企業の業務実績 様式 11 設計業務に配置する者の業務実績 様式 12 工事監理業務企業の業務実績 様式 13 工事監理業務に配置する者の業務実績 様式 14 建設企業の業務実績 様式 15 維持管理企業の業務実績 様式 16 運営企業の業務実績 様式 17 その他企業の業務実績 様式 18
様式 18							その他企業の業務実績	グループ内の位置付け（いずれかを囲むこと） 代表企業 構成員 協力会社	グループ内の位置付け（いずれかを囲むこと） 代表企業 構成員 協力会社 <u>下請企業</u>

資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	旧	新
									(注:「下請企業」は附帯施設整備運営企業が下請企業となる場合のみ選択)
様式集 様式 31-1							市外企業である構成員・協力企業から地元企業への発注内容		(「事前エントリーNo.」欄並びに下記注意書きを追加) 事前エントリー制度を活用し受託予定者を選定した場合は、「事前エントリーNo.」欄に、当該企業の事前エントリー番号を記載し、当該受託企業が作成した「(事前エントリー制度様式 2) 関心表明書」を添付してください。 事前エントリー制度によらず受託企業を決定した場合は、「事前エントリーNo.」欄は空欄とし、当該受託企業が作成した「(様式 31-1 別添) 関心表明書」を添付してください。
様式集 様式 31-1 別添							関心表明書		(様式追加)
様式集 様式 55							10. 舞台設備大規模修繕・更新業務		舞台設備大規模修繕・更新費
様式集 様式 56							1. 福祉・保健・公民館施設運営業務	統括マネジメント業務 計	福祉・保健・公民館施設運営業務 計
様式集 様式 59						K74 ㊦	セルフチェックシート	自動車 30 台程度が駐車可能な計画とすること。そのうち 6 台は兵庫県福祉のまちづくり条例に定める車いす利用者利用駐車施設とすること(以下「車いす利用者利用駐車施設」という。)	自動車 30 台以上が駐車可能な計画とすること。そのうち 6 台は兵庫県福祉のまちづくり条例に定める車いす利用者利用駐車施設とすること(以下「車いす利用者利用駐車施設」という。)
様式集 様式 59						K166 ㊦	セルフチェックシート	席数は、1,000 席程度とすること。	席数は、1,000 席以上とすること。
様式集 様式 59						K334 ㊦	セルフチェックシート	自動車 100 台程度が駐車可能な計画とすること。	自動車 100 台以上が駐車可能な計画とすること。

平成 27 年 2 月 26 日

資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	旧	新
様式集 様式 59						K340 ㊦	セルフチェックシート	駐輪場は、自転車 <u>150 台程度</u> が駐輪可能な計画とすること。設置する場所は、事業地内に分散させても構わない。	駐輪場は、自転車 <u>150 台以上</u> が駐輪可能な計画とすること。設置する場所は、事業地内に分散させても構わない。